

日本郵便株式会社法第 4 条第 4 項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
再生可能エネルギー発電設備により得られた電気の販売業務 （日本郵便株式会社法第 4 条第 3 項に掲げる業務）	① 概要 日本郵便株式会社が所有する施設等に再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電により得られた電気を、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」に基づく「再生可能エネルギー固定価格制度」を活用して販売する事業を行う。 ② 実施拠点 日本郵便株式会社が所有する施設及びその施設の用に供する敷地。	平成 26 年 4 月 1 日